

令和7年度 DX伴走支援事業 「DX アクセラレータ」業務委託仕様書

第1 目的

様々な業種・業態において産業デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」と呼ぶ）が推進され浸透していく昨今、県内では経営課題の整理や解決への体制づくりが不十分でIT導入が進まない企業、DXへの一步を踏み出せない企業がまだまだ多く、参考にできる県内事例を紹介してほしいなどの要望も多い。

このため、令和4年度から本事業では、県内企業に対して伴走しながら、当該企業の経営課題の整理やその解決への取組の企画立案を支援し、最終的には企業自らが自走してDXを進められるようにしてきた。成果として、バックオフィス等を中心とした事務の効率化事例については、一定数蓄積させることができた。今年度は次なるステップとして、企業の利益増加に繋がるDXへの取組みを支援する。また、このようなプロセスを経て県内企業がDXに取り組む様子を、スマート化センターのホームページ等で公開していくことによって他企業への普及啓発を図る。

第2 業務内容

事業の目的達成に向け、次の1から6に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取り組むこと。

事業の実施に当たっては、契約締結後に公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下「RYO-FU BASE」という。）と本事業受託者においてキックオフミーティングを実施し、事業の方向性や内容について協議を行い、認識を合わせた上、事業を開始することとする。

1 支援先選定業務

次の（1）の伴走支援を行った県内企業のうち、次の（2）及び（3）に掲げる要件を満たし、（4）に掲げる企業数を支援先として選定すること。

（1）現状認識と経営課題の整理

支援対象企業の現状と未来像（長期的、効率化後何に取り組むのか）を具現化し、両者のギャップから生じる経営課題を抽出するとともに、その優先度を明確化する。

（2）DXに取り組む意欲

経営者層を含めてDXに対する取組み意欲があること。意欲の有無の判断については、RYO-FU BASEと協議の上、判断すること。

ただし、DXについて知識やノウハウを有している必要はなく、担当部署及び経営者層に意欲があれば他部署の意欲は問わない。

（3）経営戦略や経営課題とその優先度

経営戦略や経営課題に売上拡大やコスト削減等、企業の利益増加を設定し、それらが他の経営戦略や経営課題と比べて優先度が高いこと。

（4）伴走支援を行う企業数

5社以上

2 伴走支援業務

上記1にて選定した企業について、利益増加のためにDXに取り組む活動を、ハンズオン（一定期間（4～6カ月）に渡る伴走支援）にて、次の（1）から（4）に掲げる支援を行い、（5）に掲げる状況に仕上げること。

また、支援先とのコミュニケーションは原則チャットツールを用いるものとし、チャットツールにおける支援先とのチャンネルにはRYO-FU BASEメンバーを参画させること。

（1）DXに関する目標設定と実現計画の作成

整理した経営課題からDXを進めていくための目標値を、例えば短期・中期・長

期と言った時間軸に添って設定し、導入する IT ソリューションなどの解決方法を含めた実現計画の策定を支援する。

なお、本事業における目的である『企業自らの自走』という認識を共有したうえで、支援期間の中で支援先の繁忙期などを考慮し、期間内でのゴールを決め、どの時期に何をするのかを支援先と合意し、RYO-FU BASE に共有すること。

(2) 計画遂行のための DX 推進体制構築（仕組み、役割、IT ツール、パートナー企業等）

DX 実現計画を進めていく上での社内推進体制の構築を支援し、支援から離れた後も自走できるような環境を整える。

(3) IT ツール導入支援

適切な IT ツールなどの比較考慮と選定を支援し、テストツールなどの導入を支援（一部費用負担なども含む）するとともに、その導入に当たって活用可能な補助金があれば活用を支援する。なお、導入する IT ツールの選定については、適宜状況に応じてスマート化センターの活用を促すこと。

(4) IT ツール導入後のフォロー

IT ツール導入後の状況確認と計画の進捗や効果を確認する。

(5) DX を自走できる状況・環境

自走できる状況・環境とは、県内企業自らが DX に関する目標を立てることができ、その目標に対して自組織内のリソースを適切に編成して推進の体制を整備するとともに、自ら内製化して完遂、又は適切なパートナー企業等を選択して完遂への目途を立てることができることとする。あわせて、当該企業自らが、データを活用しながら目標達成状況の評価と改善が可能な仕組みなどを設けるよう促すものとする。

この状態になっているかの判断は、以下①及び②の観点から RYO-FU BASE が総合的に判断する。

①DX 認定の取得状況

②DX 大賞や DX セレクションへの応募状況

3 事例執筆業務

伴走支援における DX への取組やその変化・効果などについて、支援対象企業 1 社当たり 1 件以上の記事として執筆すること。執筆記事はスマート化センターの事例フォームを基本とし、2,500 文字以上、写真 3 枚以上で構成されるものとする。執筆された成果物は、スマート化センターの事例として執筆者名も含めてスマート化センターのホームページ等で公開する。

4 本事業に係る管理業務と各所との連携

本事業での支援先については、原則として受託者自らが県内企業を探索して見出すこととする。その際、スマート化センター経由での相談案件や受託者同士が連携して適切な支援対象を見出すことも可能とする。この探索においては、スマート化センターや RYO-FU BASE とも連携し、有用な情報の入手に努めること。

また、本事業の事業責任者は、適切な業務プロセスを策定し、事業の進捗やメンバーの管理を行うこと。参画メンバーには、スマート化センター機能の理解など、適切な情報共有を行うこと。

スマート化センターとの連携プロセスについては、スマート化センターの運営責任者と協議の上、策定し、情報共有の体制や定期報告を含む主要プロセスにおける連携の仕組みを構築すること。

RYO-FU BASE をはじめ、事業に必要となる商工団体、産業イノベーションセンター等の関係各所との連携・調整を適宜図り、業務を円滑に進めること。RYO-FU BASE が開催するイベント等について適宜協力すること。

- 5 RYO-FU BASE 及びスマート化センターの広報の支援
スマート化センターに関連する広報物や RYO-FU BASE からの広報物の配布依頼については、案件探索などを行う際に本事業に支障がない場合は積極的に対応すること。
- 6 その他、本事業に必要な一切の業務
本事業の遂行にあたり、必要に応じて RYO-FU BASE と協議の上、実施すること。

第3 守秘義務

- (1) 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た企業秘密等を厳守させるため、関連企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで。

第6 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、RYO-FU BASE と受託者で協議し、決定する。
また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (8) 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (9) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。